

入札案内書の訂正について

入札対象の保留地のうち、物件番号 1 号物件（第四地区第 9 7－1 5 号地）に関し、北側道路境界上空に、高圧線が設置されており、本物件上に高圧線の設置・維持を目的とする地役権が設定されていますが、入札案内書への記載ができておりませんでしたので、以下のとおり訂正いたします。

○ 訂正内容

1 入札案内書 P 5 に、以下の文言を追記しています。

- 本物件の北角部分の底地には、大阪府交野市大字倉治 2 0 2 7 番を要役地とした地役権が設定されており、当該地役権は、本物件上に存続します。地役権設定部分においては、関西電力送配電㈱による電線路の設置及びその保守運営のための土地立入等の認容、電線路の最下垂時における電線の高さから 3. 7 5 m を控除した高さを超える建造物等の築造並びに立竹木の育成禁止、爆発性可燃性を有する危険物の製造、取扱い、貯蔵が禁止されています。なお、本物件の地役権範囲については、換地処分をしたときの現況により確定し、登記されます。
- 高圧送電線が本物件の敷地北側境界を掠めるように配架されています。建造物の建築や工作物の設置、立竹木の育成については、必ず、関西電力送配電㈱との事前協議を行ってください。

2 入札案内書 P 7 に本市が想定する地役権の範囲を追記しています。

3 入札案内書 P 3 6 に以下を追記しています。また、この追記に伴って修正前に第 17 条、第 18 条に規定していた条文を、第 18 条、第 19 条に繰り下げています。

（地役権）

第 17 条 本物件の底地（伏見区横大路菅本 2 番 1 9、伏見区横大路菅本 5）を承役地とし、大阪府交野市大字倉治 2 0 2 7 番を要役地とする以下の目的のための地役権が本物件上に存続すること及び、この事業の換地処分をしたときは、その時点の現況に応じた地役権が登記されることについて、乙は承諾しなければならない。

- (1) 電線路の設置及びその保守運営のための土地立入等の認容
- (2) 電線路の最下垂時における電線の高さから 3. 7 5 m を控除した高さを超える建造物等の築造並びに立竹木の育成禁止
- (3) 爆発性可燃性を有する危険物を製造取扱及び貯蔵の禁止